****　平成２８年１月から

マイナンバー(個人番号)の利用が始まりました。

　「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）が、平成27年10月5日施行（一部規定については平成28年1月1日施行）され、平成28年1月からは、税や社会保障の手続きにおいてマイナンバー（個人番号）の利用が始まりました。

介護保険被保険者証等交付（再交付）申請を行う際には、申請書にマイナンバーを記入していただきます。

マイナンバーを記入した書類等を提出する際には、なりすまし防止のため本人確認（正しい番号であることの「番号確認」と番号の正しい持ち主であることの「身元確認」）が義務付けられています。

お手続きの際には、「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」などの番号確認書類と、「運転免許証」や「パスポート」などの身元確認書類を忘れずにお持ちください。

代理人申請の場合は、本人の番号確認書類（困難な場合は保険者において確認します。）、代理人の身元確認書類、代理権の確認書類が必要になります。

なお、マイナンバーの記入を前提としておりますが、マイナンバーが未記入の場合でも、申請書は受理します。この場合、確認書類は必要ありません。

 マイナンバー（個人番号）の本人確認書類

　　○本人による申請の場合

　　　　　①本人の番号確認書類　＋　②本人の身元確認書類　が必要です。

　　○代理人による申請の場合

　　　　　①本人の番号確認書類　＋　②代理人の身元確認書類　＋　③代理権の確認書類　が必要です。

　　**※郵送で申請の場合は、写しをご提出ください。窓口で申請の場合は、原本をご持参ください。**

|  |
| --- |
| ①本人の番号確認書類　　　　　　　　　　　 ※下記のものいずれか１点を提出 |
| 　マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、　マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 |
| ②本人または代理人の身元確認書類　　　※下記ＡかＢのいずれかを提出 |
| 　Ａ　顔写真付き身分証明書の場合　　　※右記いずれか１点を提出 | 　マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、　住民基本台帳カード、身体障害者手帳、愛の手帳、介護支援専門員証、　写真付き身分証明書（学生証・社員証）等 |
| 　Ｂ　顔写真無し身分証明書の場合　　　※右記いずれか２点を提出 | 　介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保険被保険者証、　年金手帳、写真無し身分証明書（学生証・社員証）等 |
| ③代理権の確認書類　　　　　　　　　　　　　※下記のものいずれか１点を提出 |
| 　法定代理人の場合 | 　戸籍謄本、その他その資格を証明する書類 |
| 　任意代理人の場合 | 　委任状　※委任状は郵送の場合も写しではなく、原本をご提出ください。 |
| 　上記のものが困難な場合 | 　本人の介護保険被保険者証、本人の介護保険負担割合証、　本人の医療保険被保険者証等 |

　　　　　　　　　　　　　　問い合わせ先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　江戸川区福祉部介護保険課給付係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　電話０３(５６６２)０３０９